

高萩市告示第93号

高萩市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和5年12月13日

高萩市長 大部 勝 規

高萩市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の指定)

第2条 市長は、支援法人の活用に関する本市の方針を定めるまでの間、支援法人の指定を行わないこととする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。